

中野区個人情報の保護に関する条例の改正（案） に盛り込むべき主な項目と考え方

1 「個人情報」の定義の変更

個人情報の定義を、個人に関する情報であって、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することで特定の個人を識別できるものを含む）に変更し、規定する。

＜説明＞

■事務の執行に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に的確に対応する必要があることから、「個人情報」の定義を、番号法が引用している行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）の「個人情報」の定義と同主旨に変更します。

■行政機関個人情報保護法では、「個人情報」を生存する個人に関する情報としていますが、現行の中野区個人情報の保護に関する条例（以下「個人情報保護条例」という。）では、生存する個人の情報に限定しないことから、「個人情報」の定義の変更に当たっても、現行条例の考え方を維持します。

2 職員の意識啓発や指導育成の明確化

実施機関は、個人情報保護条例が一層公正・適正に運用されるよう、職員に対する指導や意識の啓発など必要な措置を講じるよう努めることを規定する。

＜説明＞

■個人情報の保護に関する職員への研修は、区の基礎研修として位置づけ、毎年実施していますが、番号法施行に伴い、職員には一層厳格な個人情報の取扱いが求められるため、実施機関は、こうした研修の計画的な実施を含め、日ごろの意識啓発や指導育成に努めることを明確にします。

※実施機関とは

区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員

3 個人情報保護審議会の所掌事項等の追加

個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の所掌事項に、特定個人情報保護評価について区長から諮問のあった事項の審議（第三者点検）を加えるとともに、審議会に、部会を置くことができるよう規定する。

《説明》

- 番号法では、地方公共団体等が、個人番号を含む情報（以下「特定個人情報」という。）を保有し事務を行うときは、事前に、特定個人情報の保護措置等を適切に講じているかを確認する特定個人情報保護評価を実施することが定められており、その一部の事務（30万人以上の特定個人情報を対象とする事務で電子計算組織を用いて処理を行うもの）に関する評価は、情報システムや個人情報保護に識見を有する者による第三者の点検を受けるとされています。
- 審議会の所掌事項に第三者点検の実施を加えるとともに、情報システムなどに識見を有する者による部会を設置できるようにします。

4 外部委託等における個人情報保護審議会の役割

個人情報に係る事務処理を、委託事業者及び指定管理者（以下「委託事業者等」という。）に行わせるときは、住民基本台帳法で住民票の記載事項として定められている項目（氏名、生年月日、性別、住所等）以外の個人情報が含まれる場合に、審議会へ諮問することを規定する。

《説明》

- 行政機関個人情報保護法においては、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じることとされていますが、外部委託等についての制限は特に規定されていません。個人情報を含む業務については、広く外部委託や指定管理者制度（以下「外部委託等」という。）等の導入が進んでおり、これまでの審議会での審議結果から一定の判断基準が明確になっています。さらに、審議会からも重要な案件について十分審議するため、諮問案件の整理について意見をいただいています。
- 現行の個人情報保護条例では、個人情報を含む業務の外部委託等に当たっては、審議会の意見を聴くこと（諮問事項）と規定されていますが、その個人情報が住民票の記載事項に限られる場合についてのみ、審議会への報告事項に変更します。

5 外部委託先等への監督義務の明確化

実施機関は、委託事業者等に対し、個人情報を含む業務の安全確保が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならないことを規定する。

《説明》

- 外部委託等の導入が進んでいることから、委託事業者等における個人情報の適正な取扱いが担保されることが一層重要となっています。
- 現行の個人情報保護条例施行規則においては、外部委託等の条件を規定していますが、個人情報保護条例において、委託事業者等への区の監督義務を明確にします。

6 電子計算組織への記録における個人情報保護審議会の役割

電子計算組織に記録する個人情報が、住民基本台帳法で住民票の記載事項として定められている項目（氏名、生年月日、性別、住所等）以外の個人情報が含まれる場合に、審議会への諮問とすることを規定する。

《説明》

- 番号法に関連する事務も含め、区民へのサービス提供などの大量に個人情報を処理する事務は、電子計算組織を用いることが一般的、標準的となっており、前記4と同様に、これまでの審議会での審議結果から一定の判断基準が明確になっています。また、審議会からも重要な案件について十分審議するため諮問案件の整理について意見をいただいています。
- 現行の個人情報保護条例では、個人情報を電子計算組織へ記録するに当たっては、審議会の意見を聴くこと（諮問事項）と規定されていますが、その個人情報が住民票の記載事項に限られる場合についてのみ、審議会への報告事項に変更します。

7 自己情報の開示等請求における法定代理人の追加

本人に限定している自己情報の開示、訂正及び目的外利用等の中止請求を、未成年者及び成年被後見人の法定代理人（以下「法定代理人」という。）も可能であることを明確に規定する。

《説明》

- 自己情報の開示等の請求は、本人が行うことを原則とし、必要に応じて法定代理人による請求を認めてきました。
- こうした本人によらない開示等の請求については、行政機関個人情報保護法や番号法でも規定されていることから、法定代理人からの請求が可能となるよう明記することとします。
- 法定代理人以外の任意代理人からの自己情報の開示等の請求については、法令により特に認められている場合を除き、認められません。

8 不開示情報の明確化

不開示とする情報について、より明確に列挙して規定する。

《説明》

- 自己情報の開示請求があった場合、実施機関は原則として該当情報を開示しなければなりません。法令による定めがある場合や開示請求者本人以外の第三者（以下「第三者」という。）である特定個人に不利益を及ぼすおそれがある場合などに、開示しないことができる事項を規定しています。この規定について区民にとって分かりやすく、また実施機関が不開示とすべき情報の判断をさらに適切に行えるよう、より明確な定めとすることとします。
- 現行の個人情報保護条例において不開示とすることのできる情報に以下の内容を加え、修正します。
 - 法定代理人からの請求において、本人の利益に反すると認められる情報
自己情報の開示等請求者に法定代理人を加えることとしたため、本人の利益に反する請求を制限する規定が必要となるため。
 - 自己の個人情報に含まれる第三者の個人情報（法令・慣行により開示する情報、人の生命・健康・生活・財産の保護のために開示が必要な情報、公務員等に関する個人情報の一部を除く。）
個人情報の定義の変更に伴い、自己の個人情報に含まれる第三者の個人情報から除外する情報の要件を定め、開示する範囲を明確にするため。
 - 犯罪の予防、公共の安全等に支障を生ずるおそれがある情報
犯罪の予防、公共の安全の予防等に支障を生ずるおそれのある情報の取扱いについては、現行の個人情報保護条例においても対応しているところであるが、公共の安全と秩序の維持に関する情報であり、区民にわかりやすく、また実施機関の判断をより適切に行えるよう、情報の取扱いをより明確にする必要があるため。

9 不開示決定の理由の明記

開示請求を全部不開示あるいは一部不開示とする決定に付記する理由は、できる限り具体的に記載するよう規定する。

《説明》

■決定通知書の理由欄には、不開示情報のいずれの根拠条項に該当するか、または請求された個人情報の不存在や存否応答拒否であることの原因などを、できる限り具体的に付記し、自己情報開示請求者に、全部不開示・一部不開示とする理由が、より分かりやすくなるようにします。

10 第三者保護の手続の追加

開示する情報に載っている第三者の権利利益を保護するため、開示決定の前に第三者に対して、意見書を提出する機会と不服申立ての機会を付与する手続について規定する。

《説明》

■実施機関が第三者の情報を開示決定しようとする場合、その第三者に意見書提出の機会を与えることができることとします。第三者の情報が原則として不開示とする情報であって、開示決定をしようとする場合については、必ず意見書提出の機会を与えなければならないこととします。

■第三者は、不服申立てに併せて、開示決定処分の執行停止の申立てをすることができます。

■こうした第三者保護の手続は、行政機関個人情報保護法において定められ、他の自治体の導入が進んでいます。また、区政情報の公開に関する条例も同様の手続を定めていることから、個人情報保護条例においても、第三者の権利利益の適正な保護を図っていきます。

11 個人情報保護審査会への資料提出と資料の取扱い

個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、実施機関に対し、開示の可否の決定等に関する情報の提出を求めることができ、この場合において、実施機関はこれを拒んではならないことを規定する。

この場合において審査会に提出された情報については、何人も審査会に対し開示を求めることができないことを規定する。

《説明》

■実施機関が行った不開示決定等に対して、自己情報の開示請求者から不服申立てが出された場合、実施機関は審査会に諮問し、その答申を踏まえ、最終的な決定を行っています。

■審査会の審査では、不服申立てに関係する資料を実際に検証し、不開示決定等が適切かどうかを判断します。こうした審査は、審査会が適切に意見を取りまとめる上で必要不可欠であり、当該不服申立てに関する資料を審査会に提出することを実施機関の義務とします。

■審査会に提出された不服申立てに関係する資料については、何人も審査会に対し開示の請求はできないこととします。

12 個人情報保護審査会の意見具申機能の明確化

審査会に、個人情報の保護に関する重要な事項について区長へ意見を述べる機能を、明確に規定する。

《説明》

■審査会の不服申立てについての審査が、審査対象案件にとどまらず個人情報の保護に、より生かせるよう、審査会の区長への意見具申機能を明確にします。

13 番号法で定められた規定整備

番号法第31条では、地方公共団体に対し、保有する特定個人情報を保護するために必要な措置を講ずるよう定めていることから、個人情報保護条例において該当する規定の改正等を行う。

《説明》

番号法により個人情報保護条例の改正が必要となる主な項目は次のとおりです。

① 特定個人情報の目的外利用の制限

特定個人情報の目的外利用（区の内部で利用すること）について制限します。

② 特定個人情報の外部提供の制限

特定個人情報の外部提供（区以外の組織に提供すること）について制限します。

③ 情報提供等記録の利用停止請求の制限

特定個人情報の内、情報提供等記録（番号法に基づき新設される情報提供ネットワークシステムを介した特定個人情報の照会・提供の記録）の利用停止請求を認めない旨規定します。